

令和4年度

自転車安全整備士問題

公益財団法人 日本交通管理技術協会

令和4年度A-1問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問2 TSマークは、普通自転車であっても、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には貼付できない。
- 問3 適正な事業所の基準で定める工具のうち、ハンガリングのために使用する工具は、S型フックスパナである。
- 問4 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。
- 問5 普通自転車の反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、橙色又は赤色となっている。
- 問6 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。
- 問7 自転車安全整備店の登録を受けた者は、自転車安全整備士が自転車を点検又は整備して、安全な普通自転車であることを確認したとき、TSマークを貼付することができる。
- 問8 自転車は、車両であるから車両用の信号機に従わなければならないが、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。
- 問9 普通自転車のブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢で乗車し、15km/h以上で走行してブレーキ操作の容易さを調べる。

- 問10 自転車の部品は、正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動することが必要である。やぐらを使っているシートポストとサドルの固定については、サドルの前と後に両手をかけ、サドルを水平方向に回す力を加えたときに、動かなければよい。
- 問11 スポークテンションメーター（スポーク張力計）は、適正な事業所の基準で定める工具のひとつである。
- 問12 自転車安全整備店が、登録の有効期間の更新を受けないで有効期間を経過したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会は登録を取り消すことができる。
- 問13 自転車安全整備店の登録を受けた者は、TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合、一定の期間が経過すれば、再登録の申請ができる。
- 問14 駆動補助機付自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問15 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合は、この手信号や灯火に従わなければならない。この場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っているときは、信号機の表示に従わなければならない。
- 問16 普通自転車の制動性能を点検する場合、前車輪と後車輪が、それぞれ別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる。
- 問17 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。
- 問18 自転車安全整備技能検定に合格した者は、合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。なお、自転車安全整備士の資格には更新制度はない。

- 問19 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、第三者に死亡又は重度後遺障害（1級から7級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われる。
- 問20 自転車は、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があることから、後方の安全確認、交差点の相当手前で一時停止するなど、十分に注意する。
- 問21 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、電池、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができない構造でなければならない。
- 問22 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、掲出する必要はない。
- 問23 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがって、ハンドルを持ち、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問24 環状交差点で左折、右折、直進、転回するときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って徐行しなければならない。
- 問25 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができる。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りてわたらなければならない。
- 問26 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。
- 問27 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付自転車には、それぞれの型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、その確認をする。

- 問28 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。
- 問29 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、3年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問30 車道の左端を普通自転車に乗って運転中、前方の道路で工事をしている場所に近づいたが、そのまま車道を通行することが危険だと判断したときは、やむを得ず歩道を通行することができる。
- 問31 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「妨害運転（自転車のあおり運転）」はその対象ではない。
- 問32 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問33 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有し、かつ、自転車安全整備士が勤務していることが必要である。
- 問34 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問35 防犯登録がなされていない自転車でも、TSマークを貼付することはできる。
- 問36 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問37 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合等を除き、道路の右の部分に設けられた路側帯も通行できる。
- 問38 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付普通自転車は、TSマークを貼付することができる。

- 問39 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、チェーン及びフリーホイールとなっている。
- 問40 普通自転車の車輪を点検する場合、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調節する。
- 問41 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供の場合、道路標識等により通行することができるかとされている歩道以外の歩道であっても、普通自転車で乗車したまま通行することができる。
- 問42 幼児用自転車を除く一般用自転車の後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、後ブレーキレバーをひとさし指と中指で力いっぱいかけて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に片足の踏力をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
- 問43 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限らない。また、自転車から降りて、押して歩いている場合の事故も含まれる。
- 問44 普通自転車の警音器(ベル)の性能を点検する場合、5m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問45 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問46 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問47 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあって、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。
- 問48 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。

問49 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅60cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこととされている。

問50 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部がないこととされているため、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

令和4年度A－2問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車安全整備技能検定に合格した者は、合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。なお、自転車安全整備士の資格には更新制度はない。
- 問2 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有しているか、又は自転車安全整備士が勤務していることが必要である。
- 問3 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。
- 問4 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問5 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限らない。また、自転車から降りて、押して歩いている場合の事故も含まれる。
- 問6 自転車安全整備店に自転車安全整備士が勤務していれば、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認しなくても、TSマークを貼付できる。
- 問7 自転車の部品は、正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動することが必要である。やぐらを使っているシートポストとサドルの固定については、サドルの前と後に両手をかけ、サドルを両手で上下に力を加えて動かしたときに、動かなければよい。
- 問8 保護者は、幼児用座席に幼児を乗せて自転車を運転するときは、シートベルトを着用させれば、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせる必要はない。

- 問9 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問10 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがって、ハンドルを持ち、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問11 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部がないこととされているため、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。
- 問12 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問13 道路交通法上、自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩行者と同じく、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。
- 問14 駆動補助機付自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問15 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、3年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問16 自転車は、「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をして、左右の安全を確認しなければならない。
- 問17 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付自転車には、それぞれの型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、その確認をする。

- 問18 普通自転車の車輪を点検する場合、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調節する。
- 問19 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問20 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合等を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができる。
- 問21 普通自転車の制動性能を点検する場合、前車輪と後車輪が、それぞれ別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを1回作動させた場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる。
- 問22 適正な事業所の基準で定める工具のうち、ハンガリングのために使用する工具は、S型フックスパナである。
- 問23 防犯登録は法律で登録することが義務付けられており、防犯登録がなされていない自転車は、TSマークを貼付することはできない。
- 問24 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h以下の速度で自転車を走行させる場合は、1対2以下であり、10km/h以上24km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、24km/h以上ではゼロとなる。
- 問25 車道の左端を普通自転車に乗って運転中、前方の道路で工事をしている場所に近づいたが、そのまま車道を通行することが危険だと判断したときは、やむを得ず歩道を通行することができる。
- 問26 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付普通自転車は、TSマークを貼付することができる。
- 問27 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。
- 問28 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

- 問29 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、掲出する必要はない。
- 問30 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、第三者に死亡又は重度後遺障害（1級から4級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われる。
- 問31 スポークテンションメーター（スポーク張力計）は、適正な事業所の基準で定める工具には含まれない。
- 問32 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「妨害運転（自転車のあおり運転）」もその対象である。
- 問33 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供又は70歳以上のお年寄りの場合に限り、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問34 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分に異常が認められたときは、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者による修理など適切な措置を講じるようにする。
- 問35 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合は、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。
- 問36 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従わなければならない。
- 問37 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。
- 問38 TSマークは、普通自転車であれば、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車でも貼付できる。

- 問39 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問40 幼児用自転車を除く一般用自転車の後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、後ブレーキレバーをひとさし指と中指で力いっぱいかけて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に全体重をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
- 問41 普通自転車の反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、橙色又は赤色となっている。
- 問42 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、チェーン及びフリーホイールとなっている。
- 問43 普通自転車のブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢で乗車し、低速で走行してブレーキ操作の容易さを調べる。
- 問44 自転車安全整備店が、TSマークを不適正に貼付したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会はその登録を取り消すことができる。
- 問45 普通自転車の警音器(ベル)の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問46 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問47 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあって、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。
- 問48 自転車は、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があることから、後方の安全確認、交差点の相当手前で一時停止するなど、十分に注意する。
- 問49 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合も、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されている。

問50 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、歩行者の通行状況にかかわらず自転車に乗って横断歩道をわたることができる。

令和4年度B問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問2 自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士でない者が点検整備した自転車は、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。
- 問3 普通自転車の反射器材の色及び性能については、自転車に取り付けられた場合、夜間後方100メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、橙色でなければならないとされている。
- 問4 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合は、この手信号や灯火に従わなければならない。この場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っているときは、信号機の表示に従わなければならない。
- 問5 適正な事業所の基準で定める工具のうち、ハンガリングのために使用する工具は、S型フックスパナである。
- 問6 普通自転車の制動性能を点検する場合、前車輪と後車輪が、同一系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動させた場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる。
- 問7 自転車は、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があることから、後方の安全確認、交差点の相当手前で一時停止するなど、十分に注意する。
- 問8 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合等を除き、道路の右の部分に設けられた路側帯も通行できる。
- 問9 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。

- 問10 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。
- 問11 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ200cm、幅55cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問12 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問13 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。
- 問14 普通自転車の車輪を点検する場合、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調節する。
- 問15 防犯登録は法律で登録することが義務付けられており、防犯登録がなされていない自転車は、TSマークを貼付することはできない。
- 問16 車道の左端を普通自転車に乗って運転中、前方の道路で工事をしている場所に近づいたが、そのまま車道を通行することが危険だと判断したときは、やむを得ず歩道を通行することができる。
- 問17 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「妨害運転（自転車のあおり運転）」もその対象である。
- 問18 自転車の部品は、正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動することが必要である。やぐらを使っているシートポストとサドルの固定については、サドルの前と後に両手をかけ、サドルを両手で上下に力を加えて動かしたときに、動かなければよい。
- 問19 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、からだの不自由な人の場合、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

- 問20 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、私用中の事故に限られ、業務中の事故には適用されない。
- 問21 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがって、ハンドルを持ち、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選びせる。
- 問22 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、必ず自転車から降りて横断歩道をわたらなければならない。
- 問23 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部がないこととされているため、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。
- 問24 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、チェーン及びフリーホイールとなっている。
- 問25 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、3年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問26 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、第三者に死亡又は重度後遺障害（1級から4級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われる。
- 問27 駆動補助機付自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問28 自転車安全整備店が、TSマークを不適正に貼付したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会はその登録を取り消すことができる。
- 問29 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。

- 問30 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問31 スポークテンションメーター（スポーク張力計）は、適正な事業所の基準で定める工具のひとつである。
- 問32 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができ、修理ができる構造でなければならない。
- 問33 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有し、かつ、自転車安全整備士が勤務していることが必要である。
- 問34 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問35 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付普通自転車は、TSマークを貼付することができる。
- 問36 普通自転車のブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢で乗車し、低速で走行してブレーキ操作の容易さを調べる。
- 問37 普通自転車の警音器（ベル）の性能を点検する場合、5 m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問38 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、「普通自転車の点検整備基準」の規定する構造及び性能の基準に適合していることとされている。
- 問39 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、掲出する必要はない。
- 問40 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合でも、自転車安全整備店の登録の効力を失うことはない。

- 問41 自転車は、車両であるから車両用の信号機に従わなければならないが、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。
- 問42 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあって、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。
- 問43 自転車の二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「禁止されている二人乗り」には該当しない。
- 問44 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故には、自転車を押し歩いている場合の事故は含まれない。
- 問45 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。
- 問46 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付自転車には、それぞれの型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、その確認をする。
- 問47 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問48 幼児用自転車を除く一般用自転車の後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、後ブレーキレバーをひとさし指と中指で力いっぱいかけて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に片足の踏力をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
- 問49 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問50 自転車安全整備技能検定に合格した者は、合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。なお、自転車安全整備士の資格には更新制度はない。

令和4年度C問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、チェーン及びフリーホイールとなっている。
- 問2 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問3 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従わなければならない。
- 問4 普通自転車の車輪を点検する場合、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調節する。
- 問5 普通自転車のブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢で乗車し、15km/h以上で走行してブレーキ操作の容易さを調べる。
- 問6 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締めるほうがよい。
- 問7 TSマークは、普通自転車であれば、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車でも貼付できる。
- 問8 自転車安全整備店が、登録の有効期間の更新を受けないで有効期間を経過したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会は登録を取り消すことができる。
- 問9 自転車安全整備技能検定に合格した者は、合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。なお、自転車安全整備士の資格には更新制度はない。

- 問10 適正な事業所の基準で定める工具のうち、ハンガリングのために使用する工具は、S型フックスパナである。
- 問11 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ180cm、幅55cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問12 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合等を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができる。
- 問13 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、掲出する必要はない。
- 問14 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど邪魔にならないので、道路のどこに駐車しても支障はない。
- 問15 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付普通自転車は、TSマークを貼付することができる。
- 問16 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付自転車には、それぞれの型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、その確認をする。
- 問17 幼児用自転車を除く一般用自転車の後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、後ブレーキレバーをひとさし指と中指で力いっぱいかけて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に全体重をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
- 問18 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問19 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有しているか、又は自転車安全整備士が勤務していることが必要である。
- 問20 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。

- 問21 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問22 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。
- 問23 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問24 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがって、ハンドルを持ち、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問25 普通自転車の反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、橙色又は赤色となっている。
- 問26 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができる。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りてわたらなければならない。
- 問27 自転車は、交差点では、直進、左折、右折いずれの場合でも、後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があることから、後方の安全確認、交差点の相当手前で一時停止するなど、十分に注意する。
- 問28 スポークテンションメーター（スポーク張力計）は、適正な事業所の基準で定める工具には含まれない。
- 問29 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合も、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されている。
- 問30 普通自転車の警音器（ベル）の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

- 問31 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故には、自転車を押し歩いている場合の事故は含まれない。
- 問32 駆動補助機付自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問33 道路交通法上、自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩行者と同じく、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。
- 問34 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部がないこととされているため、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。
- 問35 普通自転車を運転している13歳未満の子供又は65歳以上のお年寄り、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問36 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問37 普通自転車の制動性能を点検する場合、前車輪と後車輪が、それぞれ別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる。
- 問38 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「妨害運転（自転車のあおり運転）」はその対象ではない。
- 問39 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して登録を受けなければならない。

- 問40 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、15km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2以下であり、15km/h以上24/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、24km/h以上ではゼロとなる。
- 問41 T Sマーク付帯保険の賠償責任補償は、T Sマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、第三者に死亡又は重度後遺障害（1級から7級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われる。
- 問42 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合は、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。
- 問43 自転車安全整備店に自転車安全整備士が勤務していれば、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認しなくても、T Sマークを貼付できる。
- 問44 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。
- 問45 自転車の部品は、正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動することが必要である。やぐらを使っているシートポストとサドルの固定については、サドルの前と後に両手をかけ、サドルを水平方向に回す力を加えたときに、動かなければよい。
- 問46 自転車安全整備店は、T Sマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、3年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問47 車道の左端を普通自転車に乗って運転中、前方の道路で工事を行っている場所に近づいたが、そのまま車道を通行することが危険だと判断したときは、やむを得ず歩道を通行することができる。
- 問48 自転車は、「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をして、左右の安全を確認しなければならない。

問49 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない自転車でも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできる。

問50 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあって、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。

令和4年度 学科試験問題解答

番号	A-1	A-2	B	C	番号	A-1	A-2	B	C
1	○	○	×	×	26	×	○	×	○
2	×	×	○	×	27	○	○	×	○
3	○	×	×	×	28	×	×	○	×
4	○	×	×	○	29	○	×	○	○
5	○	○	○	×	30	○	×	○	×
6	×	×	×	×	31	×	×	○	×
7	○	○	○	○	32	×	○	×	×
8	○	×	×	×	33	○	×	○	×
9	×	×	×	○	34	○	○	○	○
10	×	○	×	○	35	○	○	○	×
11	○	○	×	×	36	×	×	○	×
12	×	○	×	○	37	×	×	○	○
13	×	×	×	×	38	○	○	○	×
14	×	×	○	×	39	×	○	×	○
15	×	○	×	○	40	○	○	×	×
16	○	○	○	○	41	○	×	○	○
17	×	○	○	○	42	×	×	○	○
18	○	○	○	○	43	○	○	○	×
19	○	×	○	×	44	○	○	×	×
20	○	○	×	×	45	×	×	×	×
21	×	×	○	×	46	×	×	○	○
22	×	○	×	○	47	○	○	×	○
23	○	×	○	○	48	×	○	×	○
24	○	○	×	○	49	○	○	×	○
25	○	○	○	×	50	○	×	○	○